

令和7年度第3回朝霞市障害者プラン推進委員会

次 第

日 時 令和8年1月15日（木）
午前10時から
会 場 朝霞市役所 302会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 第8期障害福祉計画等の策定について
- (2) 次年度スケジュールについて
- (3) 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について
- (4) その他

3 閉 会

朝霞市障害者調査 回収状況

2025/12/25 (木) 現在

1. 障害者本人調査（発送数：5,421 件）

種別	回収数	回収率
郵送	1,595 件	29.4%
Web 回答	843 件	15.6%
計	2,438 件	45.0%

2. 障害児・保護者調査（発送数：1,129 件）

種別	回収数	回収率
郵送	125 件	11.1%
Web 回答	271 件	24.0%
計	396 件	35.1%

3. 事業所調査（発送数：106 件）

回収数	回収率
38 件	35.9%

4. 団体調査（発送数：12 件）

回収数	回収率
5 件	41.7%

資料2

«第8期朝霞市障害福祉計画等策定に係るヒアリング調査実施概要»

- 目的 アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的とする。
- 調査対象・件数 障害福祉サービスを利用している方。各種障害福祉サービスの利用状況などから、無作為に抽出し30件程度実施予定。
- 調査方法 障害福祉課職員が対象者（家族や介助者等を含む）に連絡し、希望に応じた方法で聞き取りを実施。
- 調査期間 令和8年1月21日から令和8年2月20日までを調査期間とし、期間内に受付けたものを集計する。
- 留意事項 アンケート調査同様、任意・無記名回答とし、回答した内容で個人が特定できないよう配慮する。また、回答内容は計画策定及び各種施策のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的には一切使用しない。

令和8年度スケジュール（案）

資料3

時期	障害者プラン推進委員会	主な議題（予定）	その他関連会議（予定）
4月			
5月	●第1回障害者プラン推進委員会	・第8期障害福祉計画等の策定について ・今年度のスケジュールについて ・障害者自立支援協議会について	●障害者自立支援協議会（本会議）
6月			
7月			●障害者自立支援協議会 (第1回地域生活支援拠点部会・第1回精神包括ケア部会)
8月	●第2回障害者プラン推進委員会	・第6次障害者プラン等の進行管理、評価等について ・第8期障害福祉計画等の策定について	●障害者自立支援協議会（第1回こども部会）
9月			
10月	●第3回障害者プラン推進委員会	・第6次障害者プラン等の進行管理、評価等について ・第8期障害福祉計画等の策定について	
11月			●障害者自立支援協議会（第1回権利擁護部会）
12月			
1月	●第4回障害者プラン推進委員会	・第8期障害福祉計画等の策定について ・次年度スケジュールについて ・朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について	●障害者自立支援協議会 (第2回こども部会・第2回精神包括ケア部会)
2月			●障害者自立支援協議会（第2回地域生活支援拠点部会）
3月			

【令和7年度】 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況（報告）

資料4

朝霞市日本手話言語条例第8条に規定する施策の推進方針に基づき、施策を推進してきました。

(令和8年1月1日現在)

事項	推進方針に掲げる施策	実施した具体的な取組み
1 日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策	(1)日本手話及び日本手話を使用するろう者に対する理解を促進するため、講演会を開催する。	・R8.2.7 (土)午後2時から4時まで 産業文化センター 多目的ホール テーマ：「東京2025デフリンピック」 講師：鎌田 真衣（かまたまい）氏（バドミントン女子ダブルス ベスト8） 北谷 宏人（きたにひろと）氏（陸上棒高跳 銅メダル） ※開催予定
	(2)日本手話がろう者の言語であることを市民に対し周知するため、リーフレット等を作成し配布する。	・朝霞市日本手話言語条例リーフレット配布
	(3)市の広報紙やホームページなどを活用し、日本手話の普及を行う。	・広報あさかに「日本手話情報コーナー」を継続掲載（平成28年5月号より掲載開始） ・市ホームページに「朝霞市日本手話に係る施策の推進方針」を掲載 ・市ホームページに「朝霞市日本手話言語条例リーフレット」を掲載 ・市ホームページに「NET119緊急通報システムについて」を掲載
	(4)市民が日本手話に親しむことができるよう、日本手話に関する講座や講習会を開催する。	・「あさか学習おとどけ講座」を実施（※要望あれば） ・「手話体験講座」を開講 7月25日、8月1、8、22日（金曜日） 全4回 ※小学生以上の市民が対象 申込者13人（うち、受講生11人）修了者7人
2 日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策	(1)市主催の各種行事を行う際に手話通訳者を配置するよう努める。	・市主催の各種行事における手話通訳者の配置、ヒアリングループ（磁気ループ）、要約筆記及び耳マークの適切な設置についての周知を府内各課へ通知
	(2)市議会の会議の際に必要に応じて手話通訳者を配置するものとする。	・傍聴者が手話通訳を希望した場合、事前に予約をすることで、本会議及び各常任委員会の場で手話通訳設置が可能（平成31年3月、令和元年6月、12月に傍聴依頼あり） ※令和7年度は現時点では依頼なし
	(3)市の公共施設等において日本手話による対応ができる体制を目指し、職員等に対し、日本手話の研修を実施する。	・初級職員・上級職員・主任研修に手話講座を実施（講師協力：朝霞市聴覚障害者協会） ・令和7年10月15日～16日（2日間）「障害者差別解消法」及び「朝霞市日本手話言語条例」に係る職員研修を実施（全3回） （講師：差別解消法・障害福祉課職員、朝霞市日本手話言語条例・矢ヶ部 紋可氏） ・受講者数：189人

	(4)保育園、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、子供たちや教職員等が日本手話に親しみ、学ぶ機会を提供する。 (5)事業者に対し日本手話の周知を行い、学ぶ機会を提供する。	・市内小学校（4年生）を対象とした総合学習において、手話学習を実施（講師協力：朝霞市聴覚障害者協会） ・朝霞市日本手話言語条例リーフレットを設置する。 (市内公共施設、朝霞警察署、朝霞消防署・分室、朝霞保健所、ハローワーク朝霞、すずらん、みつばすみれ学園、すわ縁風園、あさか向陽園、朝霞市商工会、朝霞県土整備事務所)
	(6)その他	・聴覚に障害のある人（手話が必要な人）へ迅速な情報提供をするため、メールアドレスを登録（任意）し、関連情報についてメール配信。 (令和8年1月1日現在41人登録)
3 日本手話を使用することができる環境整備のための施策	(1)日本手話を必要とする市民が市役所等で日本手話を使用することができるよう、手話通訳者を配置する。	・平成25年6月 手話通訳者設置開始（対応範囲：庁舎内、保健センターまで） ・現在、2名体制。
	(2)手話通訳者等派遣事務所の体制の整備に努める。	・現在、専任手話通訳者（正職員）2名体制。
	(3)保育園・幼稚園・小学校・中学校において手話が必要な子供及び保護者等に対する支援に努める。	・入学式や卒業式、授業参観や懇談会など、学校行事の際に、手話が必要な保護者がいる場合、主催する学校側が朝霞市手話通訳者等派遣事務所に手話通訳者の派遣依頼を行う。
4 手話通訳者の養成及び確保のための施策	(1)手話通訳者を養成するため、手話講習会等を開催する。	・令和7年度手話講習会 実施内容（一部予定含む） (昼の部) 前期…入門（14人受講）、後期…基礎（12人受講） (夜の部) 前期…中級（12人受講）、後期…養成前半（6人受講） ・朝霞市登録手話通訳者試験…12月実施（合格者1名） ※令和8年1月1日現在、朝霞市登録手話通訳者は10人（令和8年2月から11人予定）
	(2)手話通訳者の技術向上を目的として、研修に参加する機会を提供する。	・朝霞市登録手話通訳者研修：実施回数未定 ・埼玉県 市登録手話通訳者研修：年1回実施
	(3)手話通訳者の健康に配慮するため、頸肩腕（けいけんわん）健診を受ける機会を提供する。	・年1回実施